

## 第4章 大正時代から昭和時代初期の川と人のかかわり

### (1) 中川（庄内古川）の改修

庄内古川は、源を埼玉縣櫻井村椿に発し、所在悪水を集めて八木郷村長戸呂に至り江戸川に入る流域 9,100 余町歩で、勾配は緩慢にして沿川の地方は為に水流の停滞に苦しむこと久しく、組合を設けて排水機により其の害を除いた。島中領落は流域 1,400 余町歩あるが概ね排水機に依りて権現堂川に排水し、羽生領落は流域 9,500 余町歩で権現堂川に注ぐが、其の水位高くして疎通難き時はこれを葛西用水に注がせるが流勢なお良好になるを得ないものがある。

顧みるに庄内古川と他の 2 悪水路は、両毛から来る高位の利根川と相関わりをもつのではなく、寧ろ武蔵野平野の悪水よりなる低位の中川に注ぐようにすれば永久に漲る患いから免れることができる。明治の末年から全国的に治水の議が大に起り、利根川、江戸川、荒川の諸川は將に其の改修を見んとすべきと時の埼玉縣当局者及び関係地方民は、好機逸するべからずとし、政府及び帝国議会に請願する。

大正 4 年、内務省において、初めてこれに関する治水計画を発表した。計画は、これを中川改修工事の区域に包括し、其の付帯工事として庄内古川を中川に疎通せしむることとし、権現堂川の頭尾を閉断して羽生島中両落共に庄内古川に注がせることとなり、同 5 年、三悪水路の連合組織が成り、同 6 年、中川改修之工事に着手し、そして翌 7 年庄内古川改修の工事を開始せしめ、同 8 年に至り更に両工事拡張の計画が成立し、工程爾来著しく其の歩を進め、然るに茨城縣五箇村の悪水も従来流注していた権現堂川が廃川と成りしのみならず、江戸川に疎通し難きの実情にあるをもって同 9 年、以来数年に亘る内務省及び埼玉茨城両縣の斡旋により同 15 年をもって遂に連合へ加入する。

其の流域 1,700 余町歩に亘るこれら四悪水路の工事は内務省が専らこれを掌り当初大正 11 年度をもって終了を告ぐるの予定なりしも、これを同 14 年度に変更し、後に更に 3 ヲ年を延長し今や將に其の功を竣らむとす。流域挙げて美田と化し、地方百年の大計茲に定まるとし、工事の顛末を録して之を不朽に伝えんとし、昭和 3 年 6 月記念碑が建てられた。



庄内古川改修記念碑：幸手市

## (2) 13 河川の改修計画

大正 5 年、本県知事に赴任した岡田忠彦氏は、まれにみる積極政策を推進した人であったが、特に河川改修については国の直轄河川の改修と関連して、県下各河川並びに用悪水路の根本的改修を行うべく、大正 6 年 5 月、県庁内に水利課を新設した。そして、知事を会長、内務部長を副会長とする水利調査会を設置し、大落古利根川、姫宮落(姫宮落川)、隼人堀(隼人堀川)、元荒川、備前堀(備前堀川)、青毛堀(青毛堀川)、綾瀬川、福川、新河岸川、芝川、忍川、星川、野通悪水(野通川)のいわゆる 13 河川の改修計画に着手した。

工事は、大落古利根川、元荒川を皮切りに開始され、当初は県費でまかなわれたが、大正 12 年 4 月、農林省から「用排水幹線補助要項」が出され、大規模の府県管用排水改良事業に対しては高率の国庫補助金が出されることになったため、河川改修は、事実上、用排水幹線改良事業に継続されていった。

大落古利根川は、その名の通り古い昔は利根川の本川であり、万治 3 年高柳と間口の間(現加須市)に堤防を築き流水を現在の利根川に付け替えられて古利根川となった。埼玉県最大の穀倉地帯である当地域では大改修工事の事業推進を図り幾多の困難を克服し、この難事業を完遂させたことを記念し碑を建立して永く後世にその名を残している。

青毛堀(青毛堀川)の改修は、大正 8 年(1919)から昭和 11 年(1936)にかけて、本格的な改修が県管用排水幹線改良事業によって行われた。区間は、大落古利根川合流点から加須市大字花崎地先までの延長 11,866m である。この改修は河道の流路をほとんど変えず、縦横の掘削によって流下能力の拡大を図ることとしている。この結果、常時水位が下がり北野地区のように、各地点で青毛堀(青毛堀川)からの取水が困難になったと思われる。

昭和 7 年 3 月 15 日、鷲宮町北野地区に建てられた北野用水記念碑には次のように記されている。「大字鷲宮字北野ハ古来天水地ニシテ、悪



大落古利根川治水碑：杉戸町



北野用水記念碑：鷲宮町

水青毛堀ヲ辛ジテ耕作シ来リシモ、青毛堀改修工事ノ結果水位著シク低下シ、絶対ニ作付不能ニ陥リ、各地主ノ困難其ノ極ニ達セリ。

斯ノ時ニ方リ区長山口仙蔵氏ノ努力ニ依リ小川台用水ヲ分岐シテ茲ニ用水ノ新設ヲ見ルニ至リタリ。記シテ以テ永遠ニ之ヲレヲ伝フ。」とあり、大変深刻な問題となったことが伺える。

### (3) 唐澤堀開削紛争

13 河川改修の1つである福川改修の一環として、大正14年(内務大臣が改修工事を認可)、大里郡(深谷市)の上下唐沢川、菱川(現在の福川上流部)が合流する地点から北方の利根川に流下している小山川に、放水路を開削するとの計画に端を発した唐澤堀開削紛争問題がある。

当時、福川沿岸の大寄・明戸(深谷市)、太田(妻沼町)各村と、高崎線に沿った深谷・旛羅(深谷市)、別府(熊谷市)の各町村一帯は、雷雨となれば福川が氾濫し、水田は瞬時に湖状と化し、道路は冠水して、そのたび交通は途絶えた。これは、岡部、藤沢(現深谷市の南西部地域)の高台に降った豪雨が、上、下唐沢川を満水にし、これが野水となって深谷の町中を水浸しにししながら、その水勢が菱川に流れこんで3支川が合流、同時に福川になだれこむからであった。なかでも、明治43年の大洪水は、南は深谷停車場から北は群馬県木崎(利根川左岸側の町)に至る数里の間を、文字通りの泥海化とした。

これらの惨事を除去するため、当初の福川改修計画は、北河原村地内の利根川合流点の逆留樋管から、上流16km区間(上流部3支川合流地点までの間)の河道改修をし、合流点付近から上流はラップ状(山付堤)に堤防を造って、上流域で氾濫している洪水をまとめて流下させようというもので、大正10年度に着工して、大正13年度までの4ヵ年で完成させるという計画であった。

しかし、この計画では3支川合流点から下流域はこれまでの田越しで流れてきた上流からの氾濫水がラップ状の堤防で絞られ、河道に納まって流下することになるから浸水被害がなくなるが、一方、上流部は依然として旧態のまま取り残され、何ら福川改修の恩恵を受けず、水害から救われない。

特に3支川のうち上下唐沢川は鉄道以南の櫛引扇状地の水を受け、豪雨の時はたちまち深谷地内に流れ込んで浸水被害を起し、さらに菱川と合流して福川本川に流下するので、その下流部の湛水のもとにもなっている。むしろ上流の改修こそ先決問題との声が上り、こうした実情を踏まえて渋沢治太郎議員(大里郡八基村)は、県議会において福川改修は上流と下流で紛争のないようにすべきであると県当局に質した。

これを受けて、県では大正10年に当初計画を見直し、大正11年度県議会に上げて福川改修計画を変更した。

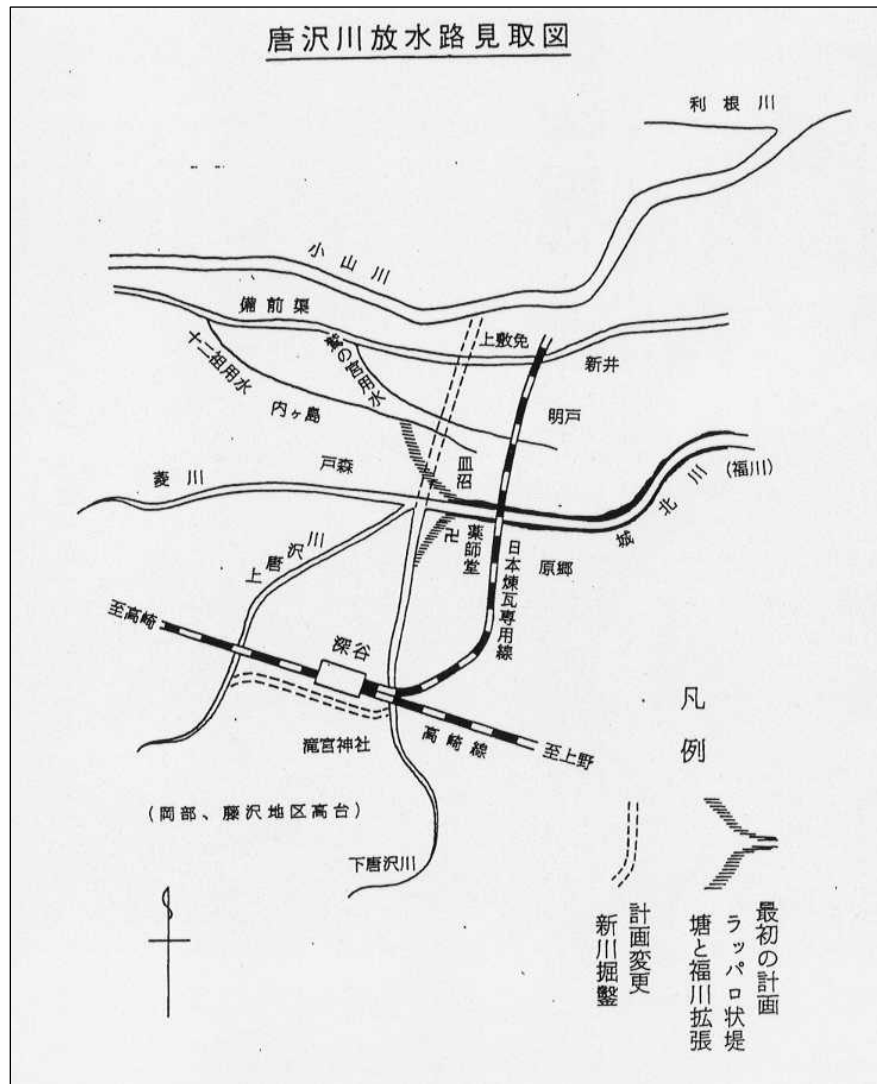


図 1-4 唐沢川放水路計画

ここで、大正 12 年刊行の埼玉縣農業水利土地改良計画要覧(内務部河川改良課発行)より原文のまま記しておく。

## 福川改良計画

### 第 1 現況

福川ハ大里郡深谷町ニ於テ菱川、上唐沢川、下唐沢川ノ合流点ヨリ途中別府沼落、備前渠余水、奈良川、長安寺落、道閑堀ノ五支川ヲ合シ北埼玉郡北河原地内ニ於テ逆留樋管ヲ通シ利根川ニ合流ス、コノ流路六里余、流域面積一万一千五百町歩ヲ算ス、本川ハ用悪水兼用河川ニシテ平時ハ用水路トシテ上流部ニ於テ三個所ノ堰、更ニ下流部ニ於テ日向堰ニヨリ夫レ夫レ本川ヲ堰止メ用水ニ転用セラル、就中江袋堰ハ殆ント固定堰ナルヲ以テ降雨ノ際堰上下ノ落差著シク、為ニ上流耕地ニ及ボス被害僅少ナラス、加フルニ本流域中ノ上流部ハ殆

ント丘陵地帯ナルヲ以テ、雨水ノ流速比較的快速ナルト水路ノ曲折余リニ甚シク加フルニ河積狭少ナルヲ以テ、平坦地帯ノ被害歳々千五百余町歩ニ及フ、加之利根川ノ水位ニ制セラレ高水時ニハ常ニ逆留樋管ノ閉鎖ヲ見、一方、小山川ノ洪水ハ備前渠ヲ通シ本流域ヘ汎濫スルヲ以テ、下流部一円ハ年々夏作ヲ見サルノ状態ナリ、用水關係ニ至リテハ少部分不足ノ個所アルモ大体ニ於テ不足ヲ告クルカ如キコトナシ

## 第2 計画

1 本計画ハ小山川ノ改修計画ト相俟チテ備前渠ヲ通スル流入水汎濫ヲ完全ニ阻止スルト共ニ、河積ノ拡張屈曲ノ直通構造物ノ改廢等ニヨリ排水ノ疎通ヲ快促ナラシメ可成的逆留樋管閉鎖前ニ多量ノ悪水ヲ排除シ一面ニ於テ堤塘ノ増築ヲ行ヒ尚堤外不毛地ヲ利用シテ遊水地帯ヲ設定シ、逆留樋管閉鎖後ニ起ル洪水ノ残量ヲ極部ニ制限シ以テ一般耕地ヘノ汎濫ヲ防止セムトス

2 前説ノ如ク本川流域中、菱川、上唐沢川、下唐沢川ノ高位部ニ属スル面積三千五百余町歩ノ悪水ヲ別途ノ放水路ニヨリ小山川ニ導キ福川ヲシテ全ク平坦耕地ノ災害ヲ軽減セムトスルニアリ

本川

上、下唐沢川合流点以下

放水路

菱川、岡部村岡部ヨリ大寄村矢島ヘ通スルノ道路以下二千五百間

上唐沢川深谷町南方鉄道付近ヨリ丘陵ノ麓ニ沿フテ下唐沢川マテ六百六十八間

下唐沢川深谷町南方鉄道橋附近ヨリ下流一千五十間

小山川放水路以下三川ノ合流点ヨリ大寄村耕地ヲ横断シ小山川マテ九百間

## 第3 福川工事施工年度

ここでは大正10年度＝同19年度の継続事業とし年度別予算額を示しているが、其の予算額と年度割はしばしば変更され、最終的には1,721,619円の予算額で、大正15年度から昭和6年度までとなっている。

以上のように変更された改修計画野の中で、唐沢川に関する部分だけをみると、まず、上唐沢川の上流部に新水路(高崎線と並行)を開削して下唐沢川に導き、さらに下唐沢川と福川合流点から小山川に至る間にも1.6kmの新水路を開削するという、つまり、従来、福川へ個々に流れ込んでいた上、下唐沢川を国鉄高崎線交差部上流で合流させ、これを下唐沢川の河道で流下させた後、福川合流点では、福川と下唐沢川を切り離し、下唐沢川は新水路で小山川に導くということであり、一方、菱川の流れは、下唐沢川の下を伏越して福川に導くというものであった。

ところが、この計画に対し、福川から小山川に至る間の新水路に関連する大寄村(深谷市)等の農民が、この計画に対して反対のノロシをあげ、県当局に計画変更を迫って、陳情合戦を展開するに至った。

大正 11 年 11 月 21 日付で、大里郡大寄村長井田唯次、大里郡新会村助役新井護衛、大里郡八基村助役栗田米太郎、大里郡中瀬村長河田十郎の連名で、新水路開削の如き有害不適当なる案はすみやかに之を廃棄し、さらに一層有利的確なる施設により、以って地方民の福利を増進するとともに、民心の安堵を図られんことを小職等惓願の至りに勝へず誠恐頓首敬んで白す旨、埼玉県知事(県会議長)宛に陳情書を提出した。

続いて大正 13 年 9 月 7 日付で、栗田宗次、高木光平、梅沢平治、根岸寛一、岡田茂七郎・外 20 名の連署で、希くは閣下の明識、部民の哀情を諒察せられ、すみやかに、本計画を廃棄せられんことを惓願の至に堪へず敬白旨、埼玉県知事宛に陳情書を提出している。

同年 9 月 10 日付で、栗田宗次の名前で、埼玉県内務部長今宿次雄宛に申述書も提出され、同年 12 月 21 日付で、大里郡大寄村々民惣代、栗田定次郎外 41 人により、大寄村の東部を貫通して新水路を設け、従来福川に流下しつつある上・下唐澤川その他の悪水を小山川に放流せんとする計画を撤却せしめられる様御配慮願いたい旨の嘆願書が提出されている。

そして、当時の状況を知る一つの手がかりとなる資料として、大正 14 年 1 月 26 日付で、大寄村大字上敷免の井田唯次外十余名から、埼玉県議員あてに出された唐澤放流反対趣旨の資料があるので、ここにその全文を記しておく。

大正 11 年 12 月本件が福川改修変更計画として、本県会へ提出せられた時我々はその提案の順序に於て、無理なる事を感じ、その計画に於ても妥当ならざるものあるを発見したので、急きょ村民大会を開きてその決議により県知事並びに県会議長に陳情したが、遺憾ながら我々の素志を貫徹しないで、僅に県当局の声明を得たのみで、議案は県会を通過したのであった。その後種々曲折を経たが、計画は依然として妥当なりとは信ぜられない。県会の決議も形式上に於ては適法であるが、依然として不純なる内容を存している。我々は軽々しく之に服従することは出来ない。しかし、我々は福川改修そのものに反対するものではない。上下唐澤川と菱川を小山川に放流する計画施設にだけあくまで反対するものである。

#### 1 地形について

本計画は水理系統を無視している。慶長 9 年伊奈備前守が備前渠を開削した時、土地の高所を選定したのであった。その南北に於ける諸水路はすべて東方または東南の方向に流れている。そして備前渠附近を中心として、南北方向へ傾斜し低窪地を隔ててさらに高地へ連接している。この地方の地名を案ずに、南方には田谷・皿沼あり、北方には高畑・上敷免あり、以って高低の参差たるを知らるるであろう。本計画の水路は、この高低ある地点を通過するものであるから、高い地点は開削されるが、大部分の低い窪地は築き立てを要する。即ち堤防によりて悪水を流すものである。東西の水流を横断して南北に横堤を作る。その横堤が上流において湛水の危害を起すのである。25 間の伏越樋管は果して通水を妨げることはないだろうか。昨年 9 月 17 日(大正 13 年)程度の小山川の増水があるとなれば、本放流には小山川よりの逆流を見ることは、高田技師の証言するところである。この逆流と唐澤の放水は、

両縁の堤防を危険ならしめる。仰々唐澤堀は一名空澤であって、平時は流水がないので、この新堀は自然埋まりやすく、両縁の堤防はネズミやモグラの巣となるのは当然で之もまた危険を醸するものである。

## 2 小山川の包容力について

小山川の土手は、最初の計画によれば、洪水位以上僅かに3尺の余裕があるだけである。その後計画を縮小されてあるので、この上唐澤川の放水を放流せしむるのは、小山川沿岸を危険ならしめるものである。将来志度川や身馴川を改修せられて、その流水が早く来るようになったならば、危険はさらに増すのである。もし、小山川の土手が破れて、唐澤放流の土手が破れなかったならば、大寄村のほとんど全部は一面の泥海となるであろう。さらに、唐澤放流土手が破れたならば、被害の区域は一層多大となるであろう。

## 3 技術について

築き立て水路、長大なる伏越樋管、これ等は技術の巧妙と完全とを要し、それだけ危険を伴うものである。もし昨年9月小山川の増水時に於て矢島堰々板不転回の如き失態が万一にもあったならば、千二百余町歩の灌漑区域を有する備前渠の如きその灌漑におよぼす影響すこぶる大なるものがある。備前渠用水組合に於ては万一の支障を慮り昨冬県当局へ陳情したのであるが、之を見ても本計画の技術上について危惧を抱いていることを知るべきである。

## 4 産業上について

大寄村の民有地総面積は約五百四十町歩であったが、先年小山川改修の為に二十余町歩を買収されたので、本計画実施により、さらに八町歩を減ずるならば、村民の産業経済はますます困難となるのである。放流予定敷地は多く美田であって、田一反歩から米約二石四斗・裏作小麦約一石七斗の収穫がある。この時価約百四十円である。また、畑としては桑園が多く、一反歩約三百五十貫の収葉があって、その価格は約百円であるから、一ヶ年の総収穫は金一万円を下らないであろう。そして本計画の実施により、大字上敷免では一戸の耕作反別が約四反二畝となり、直に耕作地を減少せられるものが約四十戸もあるであろう。これ等は生活上に不安を感じずるものであり、また収穫減少の結果、将来小作争議の頻発を憂うるのである。

## 5 交通について

十数尺の高堤は、毎日の交通は勿論、耕作にも不便を感じるものである。この横堤を越ゆるものが小学児童だけで百六七十人を下らぬであろう。またこの新堀が出来れば、田圃の往復についても迂回を免れない。それだけ人馬の労力を増すの不利がある。

## 6 行政上について

潰地約八町歩の地租額は、約百八十円におよぶべく、之に対する村費負担は当然全体の負担率を増加するので、さらに築堤による湛水の為に田圃の収穫を減ずるならば、当該者の負担はますます重くなるのである。本計画の実施により大字上敷免では、部落を中断せらるるから、東西その利害を異にし、常に相反目するに至るべきは、児玉郡藤田村に於ける事例之

を證して余りある。惹いては隣接部落との關係を害し、ついには村の平和および自治をも破壊するに至るであろう。

#### 7 衛生上について

飲料水その他水利に乏しき深谷町に於ては唐澤堀は唯一の下水路である。冬春の候は常に汚濁なる悪水を湛へて火防に備える。しかし、夏秋の候、濁水を新堀が流下して大字上敷免地内日本煉瓦製造会社工場附近に至るならば、附近の密集したる長屋住人の人家に伝染病その他悪疾の蔓延を見るのおそれがある。もし、両縁の築堤決壊することあらんか、附近の諸大字に病毒の侵入を見るであろう。

#### 8 思想上について

今や地元大寄村外三ヶ村民は、明戸村外 9ヶ村民と本計画を挟んで、相對峙しつつある有様であり、両者の感情は日に疎隔しつつあるのである。もし、本計画にしてそのまま実施せられんか、地元の中には之が妨害を試みるものがないとも限らない。明戸村以東の村民に対してもまた何等かの犬糞的所業を企つるに至るなきやも保し難いのである。思想上の悪化真に恐るべきものあらんことを憂ふるのである。国法は素より嚴として犯すべからず。しかし、事無謀なりと感ぜられ若しくは然く信ぜらるるものに対しては飽くまでこれに反対せざるを得ぬのである。

以上が唐澤放流反対趣旨である。

この紛争に対して、当時の政憲両党が介入し、大寄村等の反対農民を憲政会、工事断行派を政友会とそれぞれを支持したことから政治問題に発展し、対決することとなった。大正 14 年 2 月、内務大臣が改修工事を認可したが、時の斎藤知事は県政界の紛争が激化するすることを憂慮し、極力地元農民との話し合いによって実施すべく、唐澤堀仲裁委員会を設けた。そして、この問題で大正 14 年 2 月 21 日には、臨時県会が開かれた。反対派の憲政会が改修工事延期建議案を提出しようとするれば、これを出させまいとする工事断行派の政友会議員との間に激しい紛争がおこり、議場はハチの巣をつついたような大混乱に陥った。

翌 22 日、工事反対派は県民大会を開いて、工事反対と知事不信任を決議し、また農民 400 人は、県会の再開された 25 日、県庁前広場に集結すると、一方の政友会に率いられた工事断行派農民 300 人も集結し、県庁前広場で対立、不穏な状況となった。

県会でも万が一のことを恐れ、この日は議場内に警官を配置して警護にあたったという。事態を重視した唐澤堀仲裁委員会は、再三、再四にわたって懸命に仲裁を行ったが、両者の間に主張の違いがあり、容易に妥結しなかったが、遂に大正 14 年 10 月 19 日に妥協点を見出し、覚書を交わすこととなった。この経過を当時の新聞は次のように伝えている。

○東京日日新聞・埼玉版(大正 14 年 10 月 14 日)

**仲裁総会でも遂に物別れ、両派主張の相違点、唐澤堀問題進まず**  
(両派主張の相違点とは)



△政友派は福川上流 3 川のうち菱川の改修をやめて、そのかわり上唐澤川を上流に、西に向かって延長し、榛沢岡部地方高台の水を現在菱川に流れ込むものを上唐澤川によって吸収し、上下唐澤川合流点より小山川に至る放水路即ち大寄村内唐澤堀の開削を現設計より縮小しようという妥協案。

△憲政派としては、そもそも大寄地内唐澤堀の開削そのものに反対であるのだから、政友派の妥協案たる新規の規模を縮小するだけでは満足できない。憲政派としては、まずこの工事を一期・二期にわかち、第一期工事としては、上・下唐澤・菱川の 3 川合流以下の福川改修工事を行い、もしこれによってもなお治水上大寄村を横断する放水路により、唐澤川の水を小山川に落す方がよいというならば、それもやむをえないから新堀の開削を承認するという妥協案。

結局は、掘るか掘らぬかの根本意見に相違があり、14 日報道の時点ではまだ歩みよれてなかったが、斎藤知事は県政に及ぼす悪影響をおもんばかり極力妥協実現を希望し、両派幹部も県政運用上妥協やむなきとの方向にあったので、19 日午後 2 時から県会議事堂において再度の委員総会を開いた。

19 日は徹夜しても成果を得たいというのが知事及び両派の意向であり、漸く妥協に至り覚書を取り交わしたのであった。これを当時の新聞で見る。

○東京日日新聞・埼玉版(大正 14 年 10 月 21 日)

**双方の顔を立てて、唐澤堀問題解決す**

**深夜妥協成立し遂に覚書を交換、県政の癌これで消ゆ**

(前文省略し、覚書について記す)

△覚 書

- 1 福川改修工事は、現設計により工事の都合上酌量をかえ施工すること。
- 2 工事は下流より直ちに着手すること。
- 3 下流工事改修の結果、所期の目的を達成せる場合は、上流工事を変更すること。

但し、上流下流は 3 川合流点をもって起点とす。

以上の内容から判断してわかるように、憲政派仲裁委員の主張がほぼ通ったもので、まず福川の 3 川合流点より下流を改修し、その結果、福川上流部に被害がなくなれば唐澤堀(福川～小山川間の新水路)の必要はないというものである。

こうして、前記の条件で工事に着手したが、3 支川合流点下流の改修だけでは所期の目的を達成することは出来ず、従って、県では唐澤堀開削に着手することとなるが、工事は遅れに遅れ、昭和 3 年になってようやく着工となった。

反対派農民の土地は土地収用法で取得されたが、工事中には田のあぜや農道に座りこむ者、また必死に田にしがみつきの身をもって工事を妨害した老農夫もあったという。

当時の様子を昭和 61 年 2 月 9 日、皿沼に住んでいる松原ハマさんが次のように語っている。

「昔は、福川にかかっている権現堂橋の西で、上・下唐澤川と菱川の 3 川が合流していたので、毎年、7・8 月は一晩の大雨でしばしば水浸しとなり、弁天橋を渡る時は人と人が手を握り合いながら渡ることもあった。唐澤堀が出来の話が具体化した昭和 2 年秋には、男達は稲の収穫に忙しい時であったが、米を俵に入れるのを忘れるくらい、反対の署名運動に奔走した。一方、女達は、グループで毎日お百度(麦ワラや稲ワラで 30 c m ぐらいの長さに切って百本のクジを作った。これを本殿の前におき、おまいり 1 回ごとに 1 本のクジを引き、最後の 1 本がなくなるまで百回右回りで鳥居と本殿の間を一周する)のため、大寄村の神社をまわって歩いた。上敷免の諏訪神社、戸森の雷電神社、大塚島



唐澤放水路記念碑：深谷市

の鹿島大神社、矢島の稲荷神社、神明社、内ヶ島の熊野神社、高畑の鷲宮神社を全て一日でまわり、その都度“どうか唐澤が出来ませんように”と拝んだ。」

ハマさんは、1 日中、息子の栄八さんをおぶって回ったそうである。予定地へ杭打ち作業の時は百人から二百人ぐらいの作業員や警察官がきたそうだ。

さらに、「私の裏から縄で、唐澤堀の土手の高さを示した時、隣の高畑村が見えなくなってしまい、これじゃあ登り降りが大変で農作業の為の往来が苦しくなると思った。そこで現在のような土手の東西の登り降りが出来る坂道が多数出来たと思う。そして、反対が激しかった為に、皿沼から上敷免までの一号橋から八号橋までは頑丈な橋が架けられたが、賛成派の多かった深谷地区では土橋であった。」と語っている。

工事は同 6 年度末に完成、その後、昭和 9 年になって記念碑が建てられた。今や、唐沢川は福川から分離して小山川に注いでいるが、建設事業に伴う紛争はつきものとはいえ、殺人、強訴、直訴不敬事件、役場襲撃、堤防決壊事件等幾多の不祥事を起こし、農民同士が血を流すような、そして、県政の癌ともいわれた、この唐沢堀開削の紛争は、そのなかでも代表的なものといえる。

#### (4) 大場川の改修

県東端の二郷半領は北葛飾郡の南部に位置し、吉川、三輪野江、彦成、早稲田、戸ヶ崎及び八木郷の 1 町 5 箇村を包容し、南は東京都に接している。東は江戸川の巨流を隔てて千葉県

に対しており、西は古利根川によって南埼玉郡と境をなしている。そして、廣哀 4,200 余町歩の沃野を擁したる第四紀新層に属する平坦地で、早稲米の産地として有名である。

古来より古利根川、江戸川の両巨川の氾濫による惨害を被ること甚だしかったことから国費を以って改修したため、洪水の脅威は全く除かれたが、土地は低湿地で加えて不合理なる用悪水路はそれに錯綜し、殊に排水幹線たる大場川の河状は甚だしく不良を極め、一朝豪雨あれば一望の耕地はたちまち泥海と化した。湛水は旬日にわたること毎年数回に及び、領民の全力を治水に傾注し、水利組合を設けて水利の修治を怠ることなく行うも水害は衰えることなく、農民の労苦は実に名状し難きものであった。

ここにおいて根本的対策樹立の議大に起り、大場川改修を直路を水元村に結んで排水計画の完璧を期する案をたてるが、水利複雑を極め、領内の和が容易にならず、加えて水元村の諒解を得ることが頗る困難となったため、頓挫のやむなきに至った。焦慮数年していたところ、中川の改修工事が大いに進み、大場川の改修は必ずしも水元村に新川を開かなくとも何とか対応可能となったことから、計画を改定し、内部協議に専念して犠牲的精神を以って小異を去り大同につき、渾然一体となってその筋に陳情諸願すること数次、実現に奔走努力する。

埼玉県は、地元の熱誠なる要望を受け入れ、中川改修工事に順応する大場川筋用排水改良計画を立て、大正 13 年通常県会の協賛を経て、これを県の事業として実施することに決した。農林省の補助を仰ぎ、昭和 4 年に起工し圃来星霜を閲すること 5 年、全線にわたり擴修浚染を行い、不動堀を合せ、屈曲を矯め堤防を築き、或いは久兵衛堰を撤却し、また閘門に併列して新閘門を設けて悪水の快疎を図り付帯工事として本田新用の両幹線用水路及び小支流排水路も悉く整備した。

大場川の改修延長は 15,662m、小支要悪水路の改修延長は 17,059m で事業総額は 495,892 円、昭和 8 年に工事は竣工した。恒久の治水対策がここに完成し、中川改修と相俟って多くの湛水に苦しんだ本領 6 箇町村の沃野は挙げて美田と化するとともに、地方産業の基礎はここに確立するを得たのであった。昭和 10 年 3 月に治水碑を建て、事業の顛末を記して後世に伝えることとした。

#### (5) 新河岸川の改修

新河岸川はもともと荒川の支川で内間木村（朝霞市）と同大和町（和光市）との間での



二郷半領治水碑：三郷市茂田井

荒川へ合流していた。その頃の埼玉県内の河道は極端に蛇行しており、改修により多くの池状の旧河道を残した改修となり、今でも各地に旧川がみられる。

明治 44 年から行われた放水路開削は昭和 5 年に完成し、その後改修が上流に向う過程で、初めに内間木村で荒川と新河岸川を分離する工事が付帯工事として行われ、合流箇所を閉塞し、新川を開削し岩淵水門下流で隅田川に合流させた。

この頃、埼玉県でも改修の必要から大正 9 年に予算を計上して、大正 10 年 9 月から着工して昭和 5 年の 10 ヶ年で総延長 25 km の工事が行われた。工事に当っては新川開削に接続することを考慮して、特に施工順序について支障を来たさぬよう実施された。



新河岸川改修碑：志木市

#### (6) 芝川の改修

芝川は見沼田圃の最低部を流れ、加田屋堀、藤右門川、竪川を集め荒川に合流している排水河川である。川口市内では蛇行し、川積も小さく氾濫を繰り返していた。

大正 4 年に改修計画が具体化し、同 10 年に着工した。工事の内容は川積を拡幅する掘削と河床を下げる浚渫工事が主体でその他荒川の逆流を防ぐ逆流防止門樋の建設であった。改修工事の竣工式が昭和 5 年 5 月に行われた。

#### (7) 荒川上流の改修

さて、明治 43 年の洪水を受け、直轄工事として翌 44 年から着工された荒川下流川口市東北線鉄道橋から河口に至る荒川放水路は昭和 7 年に完成したが、これから上流熊谷市までの間 62km は、荒川上流改修工事として、同じく直轄工事で大正 7 年に着工されたが、中途において支那事変、戦争、災害、又は財政の緊縮等、世相の変転とともに幾多の曲折を経て、ようやく昭和 29 年度に至り、実に 37 年を要し完成された。

この改修は、主として荒川放水路の開削によって、東京中心部を洪水から守り、かつ、河川の航路としての機能を十分発揮できるよう配慮しながら、上流部は、河道整備のほか、遊水効果を大きくするため、広大な堤外地を残して築堤を行った。そして、さらに遊水能力を増加させ、流勢を緩和し、堤外耕作地の荒廃を防ぐために、随所に横堤を設けた。

かつて、入間川は落合橋上流で、越辺川、小畔川の3河川が無堤で合流し、落合橋下流で荒川に合流した後、さらに横堤が設けられていた。これは、荒川本川改修時に作られたものだが荒川に洪水がスムーズに合流出来ず、常時、浸水継続時間の長い水害に悩まされていた。大正の時代に入っても「往古のまま」と言われる状況であった。

原次郎は太平洋戦争が始まった昭和16年に入間川水系改修期成同盟会会長となり、この三川を国が直接改修を行う働きかけを行い、昭和17年に直轄河川に指定された。入間川と越辺川が2km、入間川と小畔川が1kmと下流に背割堤が築かれて戦争を経て念願が叶い昭和29年に整備がされた。

合流点から上流の入間川、越辺川、小畦川、高麗川、都幾川等については、霞堤方式とし、現堤防の腹付け、嵩上げ、また全川にわたり掘削し、特に川幅の狭小な箇所に対しては引堤によって川積を増大し、河道を整備した。



原次郎先生治水彰功碑：川越市